

03 県内の省エネ住宅 キーワードは「3.2」

表1・住宅の省エネ基準における地域区分

地域区分	主な該当都道府県※
1・2	北海道
3	青森県、秋田県、岩手県
4	宮城県、山形県、福島県、栃木県、長野県、新潟県
5・6	茨城県、群馬県、山梨県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、和歌山県、兵庫県、岡山県、奈良県、広島県、山口県、鳥根県、鳥取県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県
7	宮崎県、鹿児島県
8	沖縄県

表2・地域区分ごとに定められた外皮の基準値

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率の基準値 【W/(m ² ・K)】UA	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
冷房期の平均日射熱取得率の 基準値(ηA)	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	3.2

※ηA値が小さいほど日射熱が入りやすく冷房効率が高くなる

※都道府県によっては、市町村ごとに地域区分が分かれています。詳細はIBEC（建築省エネ機構）のホームページなどで確認を



沖縄の平均日射熱取得率の評価の仕方



実は、現状の造りや建材を使用したままで「3.2」以下にするのはハードルが高い。県内の主流である鉄筋コンクリート造は熱の取得率が高いことや、通風のために開口部が大きいこと、評価計算で不利になる。省エネ基準では、地域の気候・風土に応じた住宅であることにより、外皮基準に適合させることが困難と行政庁が判断したものは、基準適応の例外を認めている。「一県では、建築士や有識者とともに沖縄独自の認定基準案を検討しているところ」と金城班長は説明する。

◆沖縄では高いハードル
省エネルギーの基準値は、全国一律ではない。気候などをとらへて八つの地域に分けている（上表1参照）。沖縄の地域区分は「8」。冬も暖かいため、暖房時に室内から外へ逃げてしまう熱を表す「外皮平均熱貫流率の基準値」は設けられていない（上表2参照）。一方、冷房時に外から室内へ入ってくる日射熱を表す「平均日射熱取得率の基準値」は「3.2」と定められている。この基準値は、新築する住宅の屋上や外壁などから入ってくる熱を外皮全体の面積で割った値と比較して評価する。その値が「3.2」を下回らなければ建てられない恐れがある。